

## SAGA2024有田町推進室職員の民間ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

### 1. 趣旨、目的

本ガイドラインは、SAGA2024有田町推進室職員（以下「職員」という。）が、ソーシャルメディア公式アカウントを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにするとともに、ソーシャルメディア公式アカウントの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 定義

ソーシャルメディア公式アカウントとは、SAGA2024有田町推進室（以下「推進室」という。）が公式に運用しているインスタグラムの公式アカウントをいう。

### 3. 基本原則

- (1) 職員がソーシャルメディア公式アカウントを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員のサービスや情報の取扱いに関する規定等を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意し、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- (5) 自らが発信した情報により意図せずして他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応すること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論とならないよう努めること。
- (6) 次に掲げる情報は発信しないこと。
  - ①職務上知り得た秘密に関する情報
  - ②他者の権利を侵害する情報
  - ③有田町及び推進室のセキュリティを脅かすおそれのある情報
  - ④推進室の意思形成過程における情報（積極的に意見などを求める場合を除く。）

### 4. 留意事項

- (1) 発信に利用できるアカウントは、別に定める推進室公式アカウントとする。
- (2) 発信できる者は、推進室の一般職員とする。
- (3) 発信を行うにあたっては、原則として所属長の決裁を受けることとする。ただし、次に掲げる場合は決裁不要とする。
  - ①既に町ホームページ・町広報紙等に掲載され、又はソーシャルメディア公式アカウントで投稿するなど、既に発信しているイベント内容などについて再度発信する場合
  - ②イベント・競技会の結果など、既成の事実について発信する場合
  - ③法令等で定められている内容を発信する場合
- (4) 所属長は職員が基本原則に抵触する書き込み等を行うことのないよう、十分な監督を行うこととする。
- (5) 推進室からの発信情報に対し、閲覧者から投稿があっても、それに対する返信は原則として行わないこととする。